

保護者様

鹿沼市立南摩小学校長 石川 寿江

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長について（通知）

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。また、臨時休業中におきましては、児童の健康管理についてご協力をいただき感謝申し上げます。

さて標記の件につきまして、鹿沼市では、新型コロナウイルス感染症の状況と4月16日に本県を含む全都道府県に発令された国の緊急事態宣言を踏まえ、鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、臨時休業の延長を決定いたしました。

つきましては、下記のとおり臨時休業を延長いたしますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後の対応について変更になる場合があることを承知願います。

記

1 臨時休業期間について

令和2年4月23日（木）～令和2年5月10日（日）

臨時休業にあたり、ご心配な点がございましたら、学校までご相談ください。

2 子どもの居場所の確保について

(1) 学校での受け入れについて

- ・本県を含め全都道府県に緊急事態宣言が発令されている状況であり、「緊急事態宣言」の趣旨を踏まえ、原則、臨時休業中は、自宅での対応をお願いします。ただし、保護者の方において、児童が自宅で一人で過ごすことになる等、どうしてもやむを得ない事情がある場合は、学校にご相談ください。通常の授業時間において、児童を受け入れる等の対応をいたします。なお、下記の点についてご留意願います。

《留意点》

- ・受け入れ時間につきましては、下記の通りです。

8：10～15：00

※この時間帯に開設されない学童保育もありますので、各ご家庭でご確認ください。

- ・毎朝、検温を行い、検温表に記入の上、持参させてください。
- ・学校への送迎につきましては、保護者の責任でお願いいたします。
- ・自習ができる準備と手拭きタオルの準備をお願いいたします。教員の学習指導等はありません。
- ・昼食をはさんでの場合は、弁当を持参するようお願いいたします。

※なお、臨時休業中につきましては、日本スポーツ振興センター「災害救済給付制度」（保険）の適用外になりますのでご了承ください。

（裏面に続きます）

(2) 外出について

- ・緊急事態宣言が発令されていますので、不要不急の外出は控えてください。特に、風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）がある場合は、絶対に外出しないようお願いいたします。

※児童の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすることなど、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとるようお願いいたします。

3 家庭学習について

- ・毎日規則正しい生活を心がけ、家庭学習時間を確保するようお願いいたします。
- ・課題等については、別紙（4月23日に配布）のとおりといたします。
- ・今回の学習プリントについては、予習の手助けとなるようなプリントを配付していません。自分で学習ができるように工夫いたしましたが、まだ学習していない内容ですので分からないところは、ぬかして進めてください。学校が再開してから授業中にきちんと学習を行います。

4 運動について

- ・児童の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）につきましても、感染リスクを極力減らしながら行うようお願いいたします。
- ・児童の運動の機会の確保も大切であると考えておりますので、運動不足やストレス解消のため、校庭を開放いたします。なお、行きかえりや活動中の安全面の確保については、保護者の責任でお願いいたします。

5 その他

- ・学校での受け入れを希望する場合は、下記の申込書に記入の上、明日（24日）にお子様を預けに来るときに学校に持参いただくか、電話でご連絡ください。提出までの期間が短く申し訳ありません。
- ・授業日数の確保につきましては、夏季休業の短縮等も含め、鹿沼市教育委員会と連携を図りながら今後検討してまいります。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・
 臨時休業期間中、学校での受け入れを希望します。 保護者名（ ）

| 学 年 | 学 級 | 児 童 氏 名 | 受け入れを希望する時間帯 8：10～15：00の間での時間帯 |
|-----|-----|---------|-----------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※預かりを希望する日にちが分かりましたら、ご記入ください。